



- 2025 年 1 月 1 日 以前に製造された乗用車
- 2025 年 1 月 1 日 以前に製造された軽自動車

[2025 年 1 月 1 日 以前に製造された乗用車](#) および [2025 年 1 月 1 日 以前に製造された軽自動車](#) の所有者は、[2025 年 1 月 1 日 以前に製造された乗用車](#) および [2025 年 1 月 1 日 以前に製造された軽自動車](#) の所有者として登録する必要があります。

2025 年 1 月 1 日 以前に製造された乗用車

---

2025 年 1 月 1 日 以前に製造された乗用車 および [2025 年 1 月 1 日 以前に製造された軽自動車](#) の所有者は、ABS および HIPS の設置が義務付けられています。

2025 年 1 月 1 日 以前に製造された乗用車 および [2025 年 1 月 1 日 以前に製造された軽自動車](#) の所有者は、2025 年 1 月 1 日 以前に製造された乗用車 および [2025 年 1 月 1 日 以前に製造された軽自動車](#) の所有者として登録する必要があります。また、2025 年 1 月 1 日 以前に製造された乗用車 および [2025 年 1 月 1 日 以前に製造された軽自動車](#) の所有者は、2025 年 1 月 1 日 以前に製造された乗用車 および [2025 年 1 月 1 日 以前に製造された軽自動車](#) の所有者として登録する必要があります。